

可 決

2、外柵徹殿闘争に關する件

西部嶽山 野見山吉 武 説明

近來炭坑で坑夫居住區域の周圍に柵を築らして居て吾々かピラ掘きに行つて柵内に入れば直ちに家宅侵入として取られ其の上警察迄か之を罰するかかる資本家の番犬たる警察、、、中止

○職 長(木村宇太郎)より補足

これは炭坑労働者に最も苛酷な然も侮辱的な制度だと思ふ、撤廢せなければならぬ

可 決

○緊急勸諭 西部嶽山 野見山吉 武 提出

大牟田電気化学の争議團から「争議悪化闘志數名直ちに

來い」との懸接依頼電報が來てゐる大旨の名に於て懸接の決議をしたい。

懸接を出すことに決定 詳細は大會後の委員會に一任

3、電気、電燈値下要求の件

市民生活 野上 健二 説明

獨占事業の險に墜れ權利を奪つてゐる者々の思想も只てもよいと思つてゐる新團體結成を機とし九軌、九水、東那、熊電と全般に此に値下斷行に進みたい。

実行方法は委員會一任

可 決

4、勞農提携闘争に關する件

東九州 今村 熊 説明

可 決